○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成１６年１０月２９日

鳥取市教育委員会規則第２３号

（目的）

第１条　この規則は、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成１６年鳥取市条例第１５０号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（休場日及び開場時間）

第２条　鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）の休場日及び開場時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

施設の名称	休場日	開場時間
鳥取市美穂スポーツ広場	１２月２９日から翌年の１月３日までの日	午前６時から午後７時まで
鳥取市大和スポーツ広場		ア　４月１日から１０月３０日までの日　午前８時から午後６時３０分まで イ　１１月１日から翌年３月３１日までの日　午前８時から午後５時まで
鳥取市幸町スケートボード場		午前９時から午後９時まで

鳥取市国府町大茅スポーツ広場		午前６時から午後７時まで
鳥取市国府町成器スポーツ広場		
鳥取市国府町運動場		
鳥取市国府町美歎運動場		
鳥取市国府町荒舟運動場		
鳥取市国府町高岡運動場		
鳥取市国府町麻生運動場		
鳥取市国府町三代寺運動場		
鳥取市国府町谷運動場		
鳥取市福部町グラウンド	ア　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日 イ　１２月２９日から翌年の１月３日までの日	午前８時３０分から午後７時まで
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	１２月２９日から翌年の１月３日までの日	午前６時から午後８時まで
鳥取市河原町八上スポーツ広場		
鳥取市河原町河原スポーツ広場		
鳥取市河原町国英スポーツ広場		
鳥取市河原町天神原スポーツ広場		
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場		
鳥取市河原町総合運動場		
鳥取市用瀬町興徳運動広場		午前８時から午後６時ま

鳥取市用瀬町社スポーツ広場		で
鳥取市用瀬町屋住運動広場		
鳥取市気高町運動場		午前９時から午後１０時まで
鳥取市青谷町勝部第２グラウンド		午前８時から午後６時まで
鳥取市青谷町中郷グラウンド		
鳥取市青谷町日置グラウンド		
鳥取市青谷町日置谷グラウンド		
鳥取市青谷町グラウンド		午前９時から午後１０時まで
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場		午前７時から午後７時まで

（本条…一部改正〔平成１８年教委規則１２号・２０号・１９年９号・２２年５号・２５年１１号・１６号・２６年５号・２７年１０号・１１号・３０年３号・令和元年１１号・３年１２号・１８号・４年１号〕）

（使用の申込み）

第３条　条例第３条第１項の規定により広場の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ多目的スポーツ広場使用申込書（様式第１号）を教育委員会（指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第５条第２項、第８条及び第１０条において同じ。）に提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、必要な書類を添付させることができる。

（本条…一部改正〔平成３０年教委規則３号〕）

（使用許可書の交付）

第４条　教育委員会は、広場の使用を許可したときは、当該使用の許可をした者に対し、多目的スポーツ広場使用許可書（様式第２号）を交付する。

（とっとり施設予約サービスによる手続き）

第４条の２　前２条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則（平成２５年鳥取市規則第５号）第２条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるものとする。

（本条…追加〔平成２５年教委規則１１号〕）

（使用時間）

第５条　使用時間は、使用の許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

２　使用の許可を受けた者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することができない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めた場合で、延長する時間に係る使用料（広場の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、利用料金。）が納付されたときは、この限りでない。

（２項…一部改正〔平成３０年教委規則３号〕）

（使用料の減免）

第６条　条例第６条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、広場の使用の申込みと同時に、多目的スポーツ広場使用料減免申請書（様式第３号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の返還）

第７条　条例第７条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、多目的スポーツ広場使用料返還請求書（様式第４号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　条例第７条ただし書の規定により返還する使用料の額は、次のとおりとする。

（１）　災害又は使用者の責めに帰さない事由に基づいて広場を使用することができなくなったとき。　使用料の全額

（２）　使用前３日までに使用許可の取消しを申し出た場合で相当の事由があると

認めるとき。　使用料の８割

（施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出）

第８条　広場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第５号）により教育委員会に届け出なければならない。

（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）

第９条　第３条、第４条及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者が別に定める。

（本条…追加〔平成３０年教委規則３号〕）

（委任）

第１０条　この規則で定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（旧９条…繰下〔平成３０年教委規則３号〕）

附　則

この規則は、平成１６年１１月１日から施行する。

附　則（平成１８年４月２８日教委規則第１２号）

この規則は、平成１８年５月１日から施行する。

附　則（平成１８年８月３１日教委規則第２０号抄）

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日教委規則第９号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日教委規則第５号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日教委規則第１１号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２４日教委規則第１６号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年６月３０日教委規則第５号）

この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年６月３０日教委規則第１０号）

この規則は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年９月１日教委規則第１１号）

この規則は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日教委規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和元年１２月２７日教委規則第１１号）

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日教委規則第１２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月１日教委規則第１８号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３０日教委規則第１号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年　　月　　日

多目的スポーツ広場使用申込書

鳥取市教育委員会　様

申込者　住　所
氏　名
連絡先

多目的スポーツ広場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

使用する施設名				
使用年月日		年　　月　　日		
使用時間		時　～　　時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用人員				
物品販売等行為の有無及びその内容		有・無	内　容	
使用責任者				
備考				

様式第2号(第4条関係)

年　　月　　日

多目的スポーツ広場使用許可書

様

鳥取市教育委員会　　印

多目的スポーツ広場の使用を次のとおり許可します。

使用する施設名				
使用年月日		年　　月　　日		
使用時間		時　～　　時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用人員				
物品販売等行為の有無及びその内容		有・無	内容	
許可の条件				
備考				

様式第3号(第6条関係)

年　　月　　日

多目的スポーツ広場使用料減免申請書

鳥取市教育委員会　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第6条の規定により、多目的スポーツ広場の使用料の減免を申請します。

使用する施設名				
使用年月日		年　　月　　日		
使用時間		時　～　　時		
使用目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用料の額		円	※減免決定額	円
減免理由				
備考				

※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

年　　月　　日

多目的スポーツ広場使用料返還請求書

鳥取市教育委員会　様

請求者　住　所
氏　名
連絡先

多目的スポーツ広場の使用を取りやめましたので、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第7条ただし書の規定により、既納使用料の返還を請求します。

使用する施設名		
使用年月日		年　　月　　日
使用時間		時　～　　時
使用目的	行事の名称	
	行事の内容	
返還理由		
備考		

様式第5号(第8条関係)

年　　月　　日

き損(滅失)届

鳥取市教育委員会　様

届出者　住　所
氏　名
連絡先

次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

き損(滅失)したとき	き　損(滅失) 箇　所(物件)	数　　量	き損(滅失)の理由 及び内容又は程度
年　月　日　時　分			
年　月　日　時　分			
年　月　日　時　分			

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第７条関係）

様式第５号（第８条関係）

（本様式…一部改正〔令和３年教委規則１８号〕）